

## 長岡京市歴史資料展示室設置条例（案）

### （目的及び設置）

第1条 長岡京市及び周辺地域の歴史資料等（以下「資料」という。）の保存及び活用を通じて、歴史文化に関する市民の理解の向上及び地域の活性化に資することを目的として、長岡京市歴史資料展示室（以下「展示室」という。）を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 展示室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 長岡京市歴史資料展示室

位置 長岡京市開田一丁目1番1号

### （事業）

第3条 展示室は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集及び保管
- (2) 資料の展示及び活用
- (3) 歴史文化を通じた市の魅力発信
- (4) 資料の専門的、技術的な調査研究
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

### （職員）

第4条 展示室に館長その他必要な職員を置くことができる。

### （休館日及び開館時間）

第5条 展示室の休館日は、12月28日から翌年の1月3日までとする。

2 展示室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日及び開館時間を一時的に変更することができる。

### （入館の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、展示室の入館を断り、又は退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 資料又は施設、附属設備、器具等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められる者
- (3) その他教育委員会が管理上支障があると認める者

### （損害賠償）

第7条 その責に帰すべき理由により、資料又は施設、附属設備、器具等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

### （指定管理者による管理）

第8条 教育委員会は、展示室の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、展示室の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により展示室の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、長岡京市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年長岡京市条例第21号）の定めるところによる。

（管理を行わせる業務の範囲）

第9条 前条第1項の規定により展示室の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 展示室及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他展示室の管理に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの

（適用）

第10条 第8条第1項の規定により展示室の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条第3項及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。